

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【地域移行・地域生活に関する要求項目】

2. 大阪府での地域移行取り組み・虐待防止の推進に向けて

- (1) 府「提言」の推進し、各市町村の基幹センター等の相談支援事業が施設と地域の相互の施設訪問活動を実施し、地域移行意向等確認担当者が地域とつながる仕組みを作ること。

(回答)

- 令和5年7月、大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会から「市町村の障がい者相談支援体制の充実・強化」について、市町村及び大阪府に提言をいただいたところです。
- この提言の中には、地域移行を進めるうえで相談支援体制を充実・強化することが重要であり、市町村と基幹相談支援センターが連携して、施設や指定一般相談支援事業所等へ働きかけ、地域移行を促すとともに、地域移行を進めるうえで重要な「体験の機会・場の提供」の取組を早急に進めていくよう市町村に求めているところです。
- こうした取組等を通じて、市町村又は相談支援事業所が障がい者支援施設とつながりを持ち、関係機関が連携することによって、施設入所者の意思決定に基づく地域移行への意向確認が確実に行われるよう働きかけていきます。
- 引き続き、市町村の相談支援体制の充実・強化に向けて、支援してまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【地域移行・地域生活に関する要求項目】

2. 大阪府での地域移行取り組み・虐待防止の推進に向けて

(2) 地域移行促進アセスメント事業は、昨年度7市1町でモデル実施され、今年度から順次本格実施していくこととなっているが、アセスメントで地域移行を希望された方を期待だけさせて放置させてしまうことがないよう、地域移行部会の設置など、その後継続して地域移行に繋げていくための仕組みづくりを各市町村に対し強く働きかけること。また、そのことを通じて各地の地域生活支援拠点の活性化につながるような工夫をおこなうこと。

(回答)

- 府が実施する「地域生活促進アセスメント事業」については、現在、府内市町村での実施に向け、圏域説明会を実施しています。
- 説明会の中では、アセスメントシート等を用いて、入所待機者の解消や施設からの地域移行を進めていくこと、また、アセスメントを実施した結果、地域にどのようなサービスが不足しているのか、どのような支援が必要なのかを、各市町村の自立支援協議会等で課題を抽出し、その課題の解決に向けて取り組んでいただくようあわせて説明しているところです。
- 入所施設からの地域移行や地域生活の継続を推進するには、地域生活支援拠点等の各機能の充実・強化を図ることが大変重要であることから、地域の自立支援協議会等で共有した課題等も踏まえ、各市町村において拠点等の運用状況の検証・検討が行われたうえで、地域に求められる各機能が充実されるよう市町村意見交換会等の機会を通じて、好事例や課題等の共有を図るなど、市町村を支援しているところです。
- さらに、今年度からは、市町村が地域の実情に応じて取り組みを進めるための参考としていただけるよう、大阪府ホームページに「大阪府地域生活支援拠点等ポータルサイト」を作成し、各市町村の取組事例や拠点の運用状況の検証・検討の実施状況等を見える化するなど、市町村への継続的な支援に取り組むこととしています。
- 引き続き、こうした事業を着実に進めることで、施設の入所待機者及び入所者の地域移行の促進に努めてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課 (下線部について回答)

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【地域移行・地域生活に関する要求項目】

2. 大阪府での地域移行取り組み・虐待防止の推進に向けて

(3) 2024年に起きた岸和田光生療護園での利用者死亡事件後、当該施設への府の指導やその結果について改めて示すこと。また再発防止に向けた虐待防止研修等の状況を示すこと。

(回答)

○ 岸和田光生療護園での虐待事件については、事案発生以降、関係市と協力・連携しつつ、府として社会福祉法に基づく指導監査を行いました。個別事案になるため、詳細を示すことはできませんが、府が行った指導監査の結果を施設に伝え、利用者の立場にたった丁寧な支援や再発防止に向けた改善を求めているところです。加えて、岸和田市の主催する権利擁護部会に参画し、再発防止に向けた意見交換等を実施しているところです。

○ 今回の事案を踏まえ、障がい福祉サービス事業所等を対象とした虐待防止研修において、虐待の早期発見と通報義務の重要性について、改めて説明を行いました。今年度実施する虐待防止研修においてもその内容を活用し、施設従事者等による虐待防止の更なる取組を図ってまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【地域移行・地域生活に関する要求項目】

3. 精神障害者の地域移行・権利擁護について

- (1) 精神科病院の虐待の対応状況等を捉え虐待の防止、早期発見、再発防止や改善にむけ大阪府がどのように取り組んでいるのかを示すこと。

(回答)

- 府内精神科病院に対しては、虐待通報義務化についての説明や通報先が書かれたポスターを病院内の目に入りやすい場所に掲示し、虐待通報受付窓口の周知を目的としたカードを病院内に配架することで、精神科病院における虐待通報受付窓口について、業務従事者、患者本人、家族等にも行き届くよう指導をしています。
- 入院時に配布する「入院のお知らせ」に虐待を受けた場合や虐待を見かけた場合の通報先を記載し、入院時の告知に際して、すべての入院患者にお知らせすることになっています。この「入院のお知らせ」については、医療保護入院者及び措置入院者の家族等にもお知らせすることになっており、患者の家族にも通報先が分かるようにしています。併せて、大阪府ホームページで虐待通報受付窓口について広く周知しているところです。
- また、虐待防止に向けた取組をより一層推進することを目的として、精神科病院の業務従事者を対象とした研修会を開催しています。
- 虐待の通報等を受けた場合、聞き取りによる状況把握を行い、聞き取った情報を元に、事実確認チェックシートなどを用いて虐待が疑われるか通報時評価を行った後、複数の職員で構成する所内初期対応会議において、虐待疑い事案の初期対応を決定します。決定した方針に基づき、精神科病院に対して報告徴収、立入検査等により事実確認を行います。報告徴収等により確認した事実関係を精査し、虐待が疑われる場合は、外部専門家を交えた虐待対応ケース会議を開催し、虐待の事実認定を行います。虐待の事実を認定した場合、当該精神科病院の管理者に対して、改善計画の提出等の必要な措置を命じます。
- 今後とも、精神科病院における虐待事案の早期発見、再発防止に向け、周知・啓発に努めて参ります。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【地域移行・地域生活に関する要求項目】

3. 精神障害者の地域移行・権利擁護について

(3) 府内精神科病院では1年以上の寛解・院内寛解の方573名(2024年630名)が未だ入院が続いている。また入院者総数(1803名)の内の46%(823名)が65歳以上の方となっている。相談支援事業所が地域移行に積極的に参画し介護保険とも連携できる仕組みを作ること。

(回答)

- 府では、府内精神科病院の入院患者の実態把握のため「精神科在院患者調査」を継続的に実施しておりますが、1年以上の長期入院患者数は減少傾向にあるものの、依然として一定数の寛解・院内寛解状態の方が入院されており、そのうち65歳以上の方が約半数を占めています。
- そのため、府では、長期入院精神障がい者の退院促進に向けた支援体制の強化を目的とした、「大阪府長期入院精神障がい者退院支援強化事業」に進めており、精神科病院職員に対する研修や退院に向けた意欲喚起のためのピアサポート強化事業を継続実施するとともに、「地域精神医療体制整備広域コーディネーター（以下広域コーディネーター）」を配置し、病院の退院支援会議の参加や定期的な個別面談を通して、長期入院患者の個別の伴走支援を強化するなど、年齢の区分に関わらず長期で入院されている方の退院を支援しているところです。
- 精神科病院職員研修においては、広域コーディネーターが企画段階から関わっている病院もあり、各病院の状況やニーズに応じて実施しておりますが、その中には、退院後の障がい福祉サービスや介護保険を利用した地域生活をイメージしていただいたり、65歳以上の方の地域移行先の資源を紹介するなどの研修もあります。
- 長期入院患者の個別支援においては、介護保険の要介護・要支援認定の可否にかかわらず、本人の状況に応じた必要なサービスを受けられるよう、入院中から広域コーディネーターが市町村や相談支援事業所等と連携して取り組むとともに、退院後も6か月を目途に毎月訪問を行うなど、フォローアップも実施しています。また、地域の包括支援センターとの顔つなぎを行ったり、ケアマネや地域移行先等と情報共有を図ることにより、本人が地域で安心して暮らし続けることができるよう支援しています。

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

○ また、府内においては、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に係る保健・医療・福祉関係者による協議の場が府・保健所圏域・市町村全てに設置され、各地域での精神保健医療福祉連携が実践されています。この協議の場には相談支援事業所も参画し、各地域の実情に応じた精神科病院からの地域移行に関する取り組みが進められています。また、広域コーディネーターも参加しており、地域の状況を把握するとともに、各種の情報共有や好事例の横展開を図っているところです。

○ 今後も引き続き、市町村や関係機関の取組支援等に努めてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

福祉部 高齢介護室 介護支援課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【地域移行・地域生活に関する要求項目】

4. 相談支援について、未だ廃業する事業所やセルフプラン率が減らない状態にあり、国はセルフプラン率を問題視するもののその責任を市町村に押し付けている。そもそも計画案作成に報酬がないことや毎月安定した収入が得られないなど、当初から制度設計に問題があったにもかかわらず放置してきた責任は国にあることから、国に対して、加算ではなく基本報酬の引き上げや安定した収入が得られる仕組みの創設など抜本的な改善を図るよう強く働きかけること。

(回答)

- 相談支援専門員の業務は、時代とともに複雑多岐な役割が期待されており、その業務量に適切に対応するよう、令和6年度の報酬改定の効果を検証しつつ、さらなる基本報酬の底上げを行い、加算を含む複雑化する相談支援事業所の報酬体系について、わかりやすく整理するよう国に要望しています。
- また、多岐にわたる支援が必要なケースに係る負担を評価することと合わせて、サービス等利用計画に付随するような加算（担当者会議やモニタリング等）は基本報酬に組み込んで底上げを行うとともに、その他の加算についても請求事務が容易となるよう算定方法の見直しを行うよう、要望しているところです。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【地域移行・地域生活に関する要求項目】

6. 防災対策について、近年の猛烈な豪雨・台風や南海トラフ地震に備え、垂直避難場所として学校校舎の他ホテル、公的施設、物販店等を幅広く確保し、余裕をもって事前開放することや、要配慮者が実際に利用できるか現地検証を進め、要配慮者に情報提供すること。また災害対策基本法等の改正により、要配慮者への「福祉サービスの提供」が明記されたことから、発災時の「個別のニーズに応じた生活の継続を可能にする支援」のための福祉事業所との連携の仕組みを早急に検討し、全市町村に福祉と連携した個別避難計画の整備や活用、福祉避難所への直接避難、地域防災訓練への障害者参画を強く働きかけること。

（回答）

- 市町村は、災害対策基本法に基づき、災害が発生し又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のため、洪水など災害の種類に応じた指定緊急避難場所の指定や、想定される災害の状況や人口の状況等を勘案し、災害が発生した場合に被災住民等を一時的に滞在させるための指定避難所の指定をしなければならないと定められており、避難所の開設及び運営についても市町村の責務とされています。
- 本府としては、市町村と連携して、避難所の課題解決に向け、避難所のバリアフリー化や運営体制の確立など、質の向上に取り組んでおり、市町村が避難住民の多様なニーズに応じた避難所運営が実施できるよう、避難所運営マニュアル作成指針（以下、府指針）を作成しています。
- また、市町村において要配慮者が避難できる施設を確保できるよう、府立学校に対して指定福祉避難所として指定できるよう働きかけるとともに、垂直避難できる緊急避難場所の確保策をはじめとした市町村における好事例を府ウェブサイトに掲載しています。
- 加えて、府指針において、「市町村は、あらゆる媒体を活用し、指定福祉避難所の名称、所在地、受入対象者等に関する情報を広く周知する。特に、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対して、周知徹底を図る」と示し、市町村に周知しています。

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

- 併せて、災害発生時は、可能な限り多くの避難所等を確保する観点から、府内に所在するホテル等の宿泊施設と「災害時等における宿泊施設の提供等に関する基本協定」を、また、大型商業施設の立体駐車場を車で避難する場合の避難先として活用できるよう、(一社)日本ショッピングセンター協会と「避難対策等における連携と協力に関する包括協定書」を事前に設備等確認のうえそれぞれ締結しています。
引き続き、市町村に対し、国・府有施設の活用を働きかけるとともに協定未締結のホテル等に対して協力を求めるなど、府内市町村の十分な避難所確保の支援に引き続き努めてまいります。
- 災害対策基本法等の改正により、要配慮者への「福祉サービスの提供」が明記、災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドラインが改正され、避難所に加え、在宅避難者・車中泊避難者等へも、要配慮者へのアセスメントといったDWA活動の範囲が拡大されました。災害時に市町村からの要請があった場合等に円滑に活動できるよう、引き続き体制構築を進めてまいります。
- 発災時に事業所等で必要となる様々な支援のニーズを把握するため、災害時情報共有システムの一層の活用に向けた訓練や周知を実施し、社会福祉施設等の被災状況を迅速に把握できる体制づくりに取り組んでまいります。
- 個別避難計画について、関係部局と連携して、個別避難計画の作成における福祉との連携の重要性について、研修などを通して市町村担当者に説明してまいりました。
引き続き、関係部局と連携し、個別避難計画の作成が促進するよう市町村ニーズを踏まえた支援を行ってまいります。

(回答部局課名)

危機管理室 災害対策課 (網かけ部について回答)

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課 (波線部について回答)

福祉部 福祉総務課 (太字部について回答)

危機管理室 防災企画課 (下線部について回答)

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【地域移行・地域生活に関する要求項目】

7. 日中活動について

- (1) 悪質な就労系事業所が急増し、その不正・不適切な制度利用により府内自治体の障害福祉事業全体に大きな被害・影響を及ぼしていることを重く認識すること。特に在宅利用の適正化・不適切利用の排除について、既存事業所への対応や新規事業指定、また支給決定等について、市町村と情報共有・連携を強め、広域行政として、大阪府内の障害福祉事業の健全化に努めること。

（回答）

【支給決定について】

- 国通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」において、「在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者（以下「在宅利用者」という。）に対して就労移行支援又は就労継続支援を提供するに当たり」、緊急時の対応ができることなど国通知で示されている「要件のいずれにも該当する場合に限り、報酬を算定する。」とされています。

- また、国事務連絡「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における在宅支援の要件遵守の徹底について」において、特に事業所に留意いただきたい観点として、「希望があれば在宅での利用を認めるといったことは必ずしも適切ではなく、本人の同意に加え、支援の効果が認められるかどうかについてあらかじめ市町村が判断することが必要である」ことや「原則として対面での支援を行うことが求められることを前提とし、質の高い支援の実施を推進すること」等が示されています。

- 府においては、在宅支援等について、国通知等を踏まえ、引き続き適切な支給決定を行うよう市町村に働きかけてまいります。

【事業者の指定・指導について】

- 府においては、障がい福祉サービス事業者に対する指定・指導業務の平準化を目的として「指定・指導に関する調整会議」を定期的を開催し、府と権限移譲市町村で、情報共有と連携の強化に努めてきました。

- また、令和 7 年 11 月に国が示した「指定就労継続支援事業所の指定及び運営

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

状況の把握・指導のためのガイドライン」を踏まえ、就労継続支援事業所の指定・指導の強化を図っているところです。

- 今後とも、事業所が、障がい者等の立場に立って効果的な障がい福祉サービスを提供するよう、指定・指導に努めてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課